

議案第53号

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について

上記の議案を提出する。

平成24年6月11日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理について、協定の必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定について

道路法（昭和27年法律第180号）第16条第2項ただし書の規定に基づき、葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関し、下記のとおり協定する。

記

1 協定を適用する道路（以下「道路」という。）の区域は、次の表のとおりとする。

起 終	点 点	幅員、延長等
(1)	葛飾区亀有五丁目227番3地先から 足立区東和一丁目8番1地先まで	別紙図面表示 のとおり
(2)	足立区中川四丁目1番8地先から 葛飾区亀有五丁目98番5地先まで	別紙図面表示 のとおり
(3)	足立区中川四丁目94番地先から 葛飾区亀有三丁目18番地先まで	別紙図面表示 のとおり

2 道路の管理は、（1）は足立区が、（2）及び（3）は葛飾区が行う。

3 道路の管理に要する経費は、それぞれの区の負担とする。

4 道路の管理に伴う収入は、それぞれの区の収入とする。

葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定 略図

(亀有五丁目から足立区東和一丁目地内)

- 特別区道路線
- - - - 区有通路
- · - · - 行政境界
- 足立区が管理する葛飾区の区域

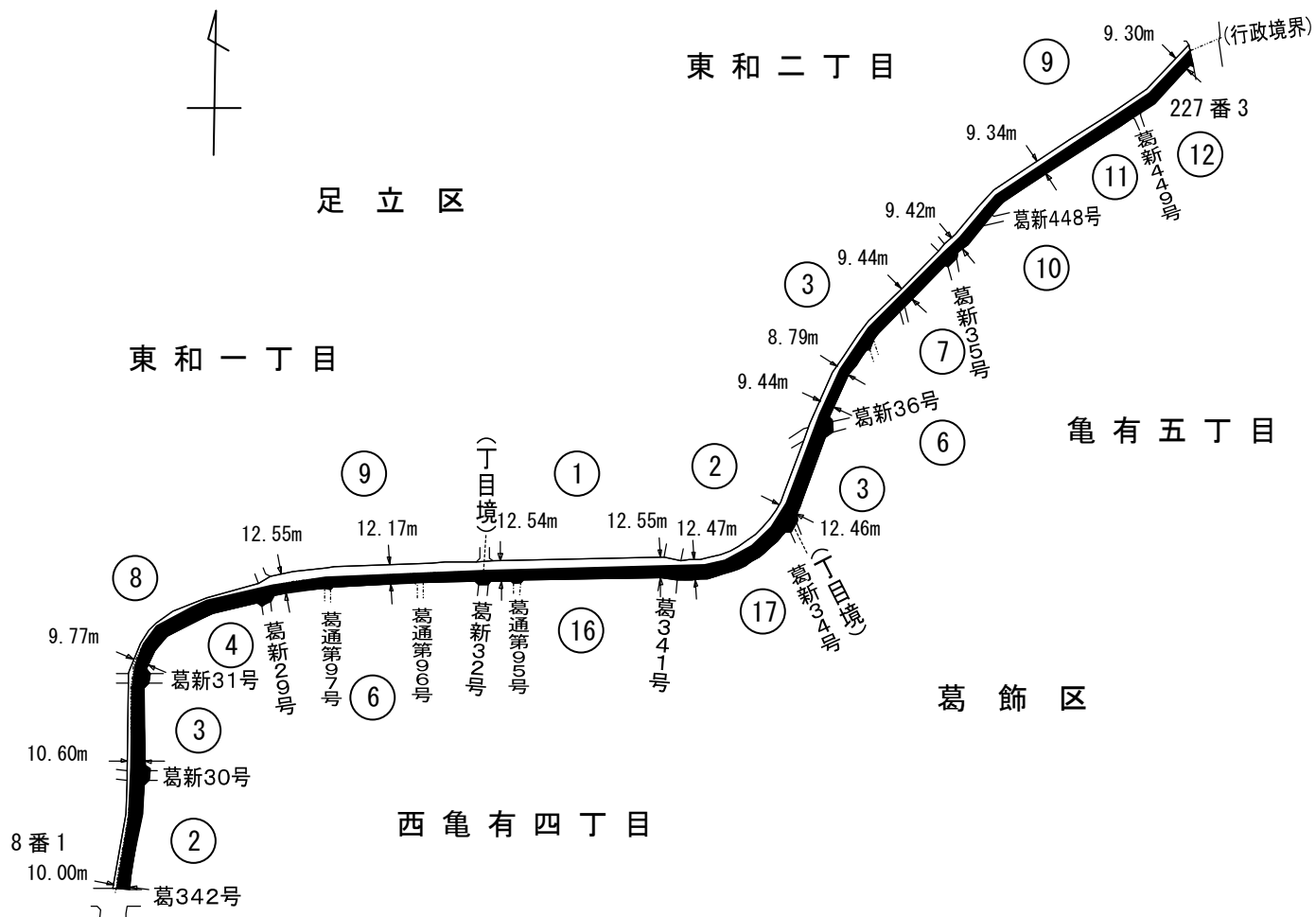
幅員 8.79メートル～12.55メートル

延長 970.81メートル

面積 10,732.73平方メートル

(葛飾区側 6,853.81平方メートル)

(足立区側 3,878.92平方メートル)



葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定 略図

(足立区中川四丁目から亀有五丁目地内)

—— 特別区道路線

==== 都道

..... 区有通路

..... 認定外道路

----- 行政境界

■ 葛飾区が管理する足立区の区域

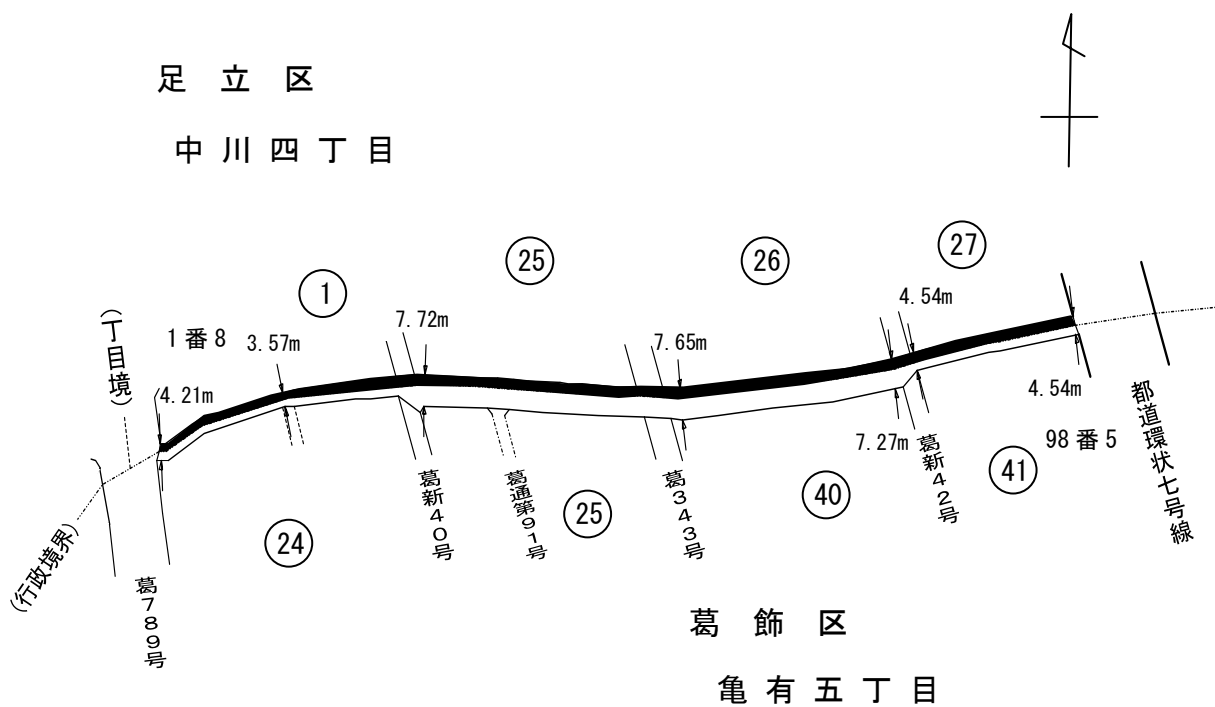
幅員 3.57メートル～7.72メートル

延長 301.81メートル

面積 1,833.96平方メートル

(葛飾区側 1,164.11平方メートル)

(足立区側 669.85平方メートル)



葛飾区と足立区の行政境界に係る道路の管理に関する協定 略図

(足立区中川四丁目から亀有三丁目地内)

- 特別区道路線
- ==== 都道
- - - - 行政境界
- 葛飾区が管理する足立区の区域

幅員 2.42メートル～7.63メートル

延長 627.06メートル

面積 3,089.89平方メートル

(葛飾区側 1,683.80平方メートル)

(足立区側 1,406.09平方メートル)

